

道路法制定以後に於ける

本邦道路事業の發達

遠 藤 貞 一

本邦道路事業の發達は、大正八年に道路法が制定せられ道路會議の意見を徴して道路改良計畫が樹立せられて以來のことであつて、即ち國費二億八千餘萬圓を以て大正九年以降三十箇年間に亘り、國道約七、八五五籽(約二、〇〇〇里)特殊國道(軍事國道)約二七五籽(約七〇里)、府縣道一、五七〇籽(約四〇〇里)及六大都市に於ける街路の改良が策されたのである。

然るに該改良計畫は大正十一年度迄は既定年割額を以て實行せられたが、大正十二年度に於ては關東大震災の爲め政府財政の緊縮上其の實行を制限せられ、大正十三年度以

降昭和三年度に至る間の實行額は既定年割額の約四割乃至三割五分といふ状態であつて、道路改良計畫の實行が遅々として進捗せず、從て路上交通機關である自動車も之れが爲めに其の發達を抑制せらるゝ状態にあつたので、昭和四年度に於ては劣悪なる重要府縣道に加工して自動車交通の障礙を除却し、交通能率を増進せしむる程度に改良する必要を認め、國道の改良助成を主眼とした道路政策の一部を改め、指定府縣道中最も重要な五、七九〇籽(約一、五〇〇里)を選択し、之に要する工事費一億八千萬圓に對し國庫より三分ノ一を補助することゝして、昭和四年度以降十箇

年間に之れが改良を實行すべく企劃したのであつたが時の政府の緊縮政策のため此の改良計畫は遺憾ながら廢止せらるゝに至つたのである。されば昭和四年度に於ても結局既定年度割の約四割となり、昭和五年度には三割五分、昭和六年度には更に極度の財政緊縮の結果一割に削減せられたのである。

然るに昭和四、五年頃より經濟界の不況に基因して多數の失業者を簇出したので、昭和六年度に於て政府は之が救済と道路改良の急務なるに鑑み、失業救済道路改良事業の名目の下に、新に國直轄の國道改良工事を起し、又國庫補助により地方をして府縣道の改良事業を起興せしめたのである。次て昭和七年度に於ては産業振興及農村振興道路改良事業として、昭和八年度には時局匡救道路改良事業として各相當の改良が實行せられたのである。

以上大正八年道路改良計畫が樹立せられて以來十有四年間に、全國幹線道路中劣悪なる箇所等の改良及び大河川に架橋せらるゝなどその成績に於て大いに觀るべきものある

が、輓近急激に發達せる自動車交通を十分發揚せしむるは未だ以て十全であると云ふことは出来ない。

茲に於て昭和八年土木會議は第二次道路改良計畫を議決したのである。即ち昭和九年度以降二十箇年間に亘り八億餘萬圓の巨費を以て、國道六、九〇三杆（國直營）、特殊國道二七五杆、府縣道二〇、四二二杆（國庫補助）の改良を實現せんとするものであつたが、右議決後に於ける情勢を觀るに、昭和九、十、十一年度に在ても、道路改良費、農村振興道路改良事業、農村其他應急土木事業などの名目に依つてそれぞれ道路の改良が執行せられたのであるが、其の事業費は土木會議に於て議定せる豫定年割額の約三分ノ一に過ぎない（第一表参照）。

然し從來國直轄國道改良事業は單年度工事に限定せられてゐたが、時勢の進運に鑑み本年度即ち昭和十一年度より左記の通り繼續工事として實施せらるるに至つたことは、まことに欣幸とするところで道路改良史上に特筆すべき事項である。

國道繼續改良箇所一覽

路線名	府縣名	改良區間	延長 延長	事業費	施行 年限
三六	東京	自東京市品川區 至橫濱市神奈川區	一八・六 ^軒	三,000,000 円	六ヶ年
一	神奈川	自橫濱市保土ヶ谷區 至中郡一宮町	二〇・五	二,100,000	六ヶ年
七	千葉	自東葛飾郡葛飾町 至同郡船橋町	三・五	五五〇,000	二ヶ年
一一	新潟	自西頸城郡歌外渡村 至同郡市振村	八・〇	五〇〇,000	三ヶ年
一一	富山	自射水郡大島村 至高岡市	三・五	八〇〇,000	四ヶ年
一五	奈良	自山邊郡明治村 至同郡八木町	一五・五	八〇〇,000	四ヶ年
三二	廣島	自安藝郡坂村 至吳市	七・〇	一,四〇〇,000	五ヶ年
計			六・六	二,一〇〇,000	

如上の改良計畫に依る實績に付ては後記第二表乃至第十一表に示すところであるが、國道中其の主なる改良區間並に改築橋を摘記すれば次の如くである。

一、府縣執行改良事業

(A) 主なる改良區間

京濱國道 (東京市—橫濱市間)

箱根坂路

靜清國道 (靜岡市—清水市間)

岐垣國道 (岐阜市—大垣市間)

鈴鹿峠 (三重、滋賀縣界)

京阪國道 (京都市—大阪市間)

阪神國道 (大阪市—神戸市間)

神明國道 (神戸市—明石市間)

(B) 主なる改築橋梁

馬入橋 (神奈川縣馬入川)

富士川橋 (靜岡縣富士川)

大井川橋 (靜岡縣大井川)

天龍川橋 (靜岡縣大龍川)

尾張大橋 (愛知縣、三重縣界木曾川)

伊勢大橋 (三重縣長良川、揖斐川)

吉野川橋 (德島縣吉野川)

長六橋 (熊本市白川)

橋 橋 (宮崎市大淀川)

戸田橋 (東京府、埼玉縣界荒川)

大利根橋 (千葉縣、茨城縣界利根川)

丹波島橋 (長野縣犀川)

萬代橋 (新潟市信濃川)

富山大橋 (富山市神通川)

阿武隈橋 (宮城縣阿武隈川)

兩羽橋 (山形縣最上川)

二、國直轄改良事業

(A) 主なる改良區間

一號國道 橫濱市—藤澤町間

國府津町—湯本町間

名古屋市—三重縣富田町間

二號國道 京津國道 (大津京都間)

明姫國道 (明石姫路間)

岡山市—倉敷市間

福岡縣福岡町—福岡市間

福岡市—二日市町間

三號國道 別府市—大分市間

四號國道 東京市—草加町間

岩沼町—仙臺市間

淺蟲溫泉—青森市間

五號國道 粟子峠 (福島縣、山形縣界)

七號國道 千葉街道 (東京市—千葉市間)

八號國道 甲州街道 (東京市—八王子市間)

九號國道 中山道 (東京市—大宮町間)

一〇號國道 新潟市—新發田間

一一號國道 親不知

一二號國道 富山市—高岡市間

一六號國道 大阪市—大津町間

三二號國道 海田市町—吳市間

(B) 主なる改良橋梁

日光大橋 (愛知縣蟹江町日光川)

北島橋 (和歌山市紀ノ川)

綠川橋 (熊本縣川尻町綠川)

板田橋 (延岡市五ツ瀬川)

吉野橋 (神奈川縣吉野町澤井川)

猿橋 (山梨縣猿橋桂川)

雄神橋 (富山縣大島村庄川)

松江大橋 (松江市大橋川)

水府橋 (水戸市那珂川)

晚翠橋 (栃木縣黑磯町那珂川)

青岩橋 (岩手縣、青森縣界馬淵川)

秋田大橋 (秋田市雄物川)

北島橋 (和歌市紀之川)

三、道路鋪裝事業

本邦道路鋪裝の發達は、大正九年東京市に對し、畏くも御内帑金三百萬圓を特に道路鋪裝費として御下賜あらせられたのを楔機として、又彼の關東大震災に依る復興事業に依つて著しく進歩發達を遂げたものであつて、震災前に於ける東京市の鋪裝狀況に付てみるに、大正十一年末現在の鋪裝面積に僅かに二四五、〇〇〇平方米に過ぎなかつた。之

に依て推察するに國內に於ける鋪裝もまた如何に僅少であつたかを推知することが出来るであらう。

さて昭和九年一月現在に於ける道路鋪裝面積は五五、二九八、七一九平方米であるが、(第六表並第七表参照)近年頗る鋪裝熱が高まりつゝある情勢にあるから今後は相當目醒しき進歩發達を見るであらう。

次に一般に付き數字上より其の發達狀況を觀察するに、昭和九年一月現在に於ける道路延長は第三表に示すところ、大正九年道路法制定以來改良せられた延長は九八、二六八料で總延長の九・五%に當る(第四表参照)。而して自動車交通に可能なる幅員を三・七米以上とせば其の延長は二一七、三七一料で、即ち道路總延長の約二一%は自動車交通が可能と云ふことになる(第五表参照)。また道路鋪裝に於て鋪裝種別より見れば高級鋪裝と簡易鋪裝とは相半して居り、道路別よりすれば市道が第一位を占めて居る。(第六表、第七表参照)

橋梁に在ては第八表、第九表、第十表並に第十一表に掲

げたる現況で、總橋數は四〇萬餘を算し、其の總延長は三、六八九、八七九米に及ぶ。而して永久的構造に屬するものは約六萬七千橋であつて總橋數の約一七%に該當する。

また大正八年道路法制定當時に在つては河川の渡船連絡が相當多數あつたが、其の後漸次架橋せられ現在に於ては府縣道以上を通じ三九二箇所に減じ、國道に於ては吉野川洲津渡船場(徳島縣三好郡箸藏村一辻町)一箇所を残すのみとなつた。

ところで今後に於ける道路事業の趨勢を打診するに、時代の進運に伴ひ這般道路構造令細則の改定せらるゝあり、又近く街路構造令も改正せらるべく、一方國直轄國道改良事業の如きも、繼續工事として實施せらるゝに至り、且又廣田現内閣の國策として道路改良五ヶ年計畫が其の組上にあるを以て、近き將來に於ける道路事業の進展發達は大いに期待せられるところである。

第一表 大正八年度以降に於ける道路費豫算

年度	國道改良費	國道改良費補助	府縣道改良費補助	街路改良費補助	町村道路事業費補助	事務費	計	豫定計畫年割額	同比較増△減
大正八	1,000,000	500,000	1,000,000	200,000	1,000,000	500,000	2,500,000	1,000,000	1,500,000
九	1,000,000	500,000	1,000,000	200,000	1,000,000	500,000	2,500,000	1,000,000	1,500,000
一〇(特)	1,000,000	500,000	1,000,000	200,000	1,000,000	500,000	2,500,000	1,000,000	1,500,000
一一(特)	1,000,000	500,000	1,000,000	200,000	1,000,000	500,000	2,500,000	1,000,000	1,500,000
一二(特)	1,000,000	500,000	1,000,000	200,000	1,000,000	500,000	2,500,000	1,000,000	1,500,000
一三(特)	1,000,000	500,000	1,000,000	200,000	1,000,000	500,000	2,500,000	1,000,000	1,500,000
一四(特)	1,000,000	500,000	1,000,000	200,000	1,000,000	500,000	2,500,000	1,000,000	1,500,000
豫算額	10,000,000	5,000,000	10,000,000	2,000,000	10,000,000	5,000,000	25,000,000	10,000,000	15,000,000
執行額	10,000,000	5,000,000	10,000,000	2,000,000	10,000,000	5,000,000	25,000,000	10,000,000	15,000,000

農村應
急

直轄
一四、〇〇〇、〇〇〇

町村事業
四、〇〇〇、〇〇〇

直轄國道分
六、七〇〇、〇〇〇

一七、七〇〇、〇〇〇

一、四〇〇、〇〇〇

一、四〇〇、〇〇〇

計

七、三〇〇、〇〇〇

四、〇〇〇、〇〇〇

六、七〇〇、〇〇〇

一三、〇〇〇、〇〇〇

一、八〇〇、〇〇〇

一、八〇〇、〇〇〇

直轄
四、〇〇〇、〇〇〇

直轄
四、〇〇〇、〇〇〇

直轄
一、〇〇〇、〇〇〇

直轄
一、〇〇〇、〇〇〇

直轄
一、〇〇〇、〇〇〇

直轄
一、〇〇〇、〇〇〇

直轄
三、七〇〇、〇〇〇

直轄
三、七〇〇、〇〇〇

直轄
三、七〇〇、〇〇〇

直轄
三、七〇〇、〇〇〇

直轄
三、七〇〇、〇〇〇

直轄
三、七〇〇、〇〇〇

計

八、四〇〇、〇〇〇

四、五〇〇、〇〇〇

六、九〇〇、〇〇〇

一〇、〇〇〇、〇〇〇

一、六〇〇、〇〇〇

一、六〇〇、〇〇〇

合

計 一、四〇〇、〇〇〇

計 三、八〇〇、〇〇〇

計 一、六〇〇、〇〇〇

計 八、八〇〇、〇〇〇

計 六、七〇〇、〇〇〇

計 二、六〇〇、〇〇〇

備考 一、本表國道改良費欄中(特)とあるは特殊國道、直轄とあるは國直轄の何れも略なり。

第二表 國直轄國道改良工事一覽

年 度	改良延長 米	事業費 円	昭和十年度	昭和十一年度	備考
昭和六年度	二七〇、九四三	一七、七三三、四四四	八六、八五五	五九、一九二	
昭和七年度	三、九七〇、〇〇〇	二、三七五、七二七	七、〇〇九、五〇〇	四、七六五、七	
昭和八年度	一、六、三三〇	一、四四三、三〇〇	三、七一九二	三、七〇〇、〇〇〇	
昭和九年度	一、四、五二六	七、七五〇、〇〇〇	八、二〇七、六五七	八、二〇七、六五七	備考 一、八年度迄は精算額にして九年度以降は豫算額なり。
合 計			二六、八六三	二七、〇二四、八五四	

第三表 道路別延長

道路種別	延長(米)	總延長に對する割合(%)
特殊國道	一七、五三三	〇・〇五
國道	八、二六三、九四四	〇・八〇
指定府縣道	三三、二九、五六一	二・三三
府縣道	八五、八六七、二八二	八・二七
市道	四、八四、八三三	四・〇〇
町村道	八七一、二六九、九三二	八三・八七
合計	一、〇三六、六六二、九七四	一〇〇・〇〇

第四表 道路別既改良延長並割合

道路種別	既改良		未改良	
	延長(米)	割合(%)	延長(米)	割合(%)
特殊國道	二六、七、五三三	五、五六一	二二、七三三	三、〇、五〇
國道	八、二六三、九四四	一、八三〇、七三三	三三、〇一〇	六、四、五〇
指定府縣道	三三、二九、五六一	五、六〇、三〇〇	二四、〇七	七、五、七、八一
府縣道	八五、八六七、二八二	一、八、四、五、五、五、五	三、五、三、六、九、六、八	六、七、六、八
市道	四、八四、八三三	六、三、三、六一	二、六、八、四、四	一、八、七、三
町村道	八七一、二六九、九三二	三、五、九、七、一一〇	七、五、八、八、〇、二、九、三、四二	九、〇、九、四、四、五、四
合計	一、〇三六、六六二、九七四	九、〇、九、四、四、五、四	九、〇、九、四、四、五、四	九、〇、九、四、四、五、四

第五表 道路別幅員別延長

道路種別	幅員別		
	三・七米未満	三・七米—五・五米	五・五米—九・〇米
特殊國道	一〇、九、五、四四	一、九、九、六、五	三、九、五、〇、八
國道	一、〇、五、一、四六	二、九、七、三、〇一	三、四、三、一、七九
指定府縣道	六、六、八、八、九一	二、一、五、四、四、五	四、七、三、一、三九
府縣道	四、四、三、一、三三	三、三、〇、〇、八、四九	七、七、六、三、三六
市道	三、三、五、三、〇、三三	七、三、九、一、〇、二二	六、九、三、二、二五
町村道	七、五、三、五、五、二、六三	二、五、八、六、八、六二	六、九、七、七、一、五
合計	八、二、二、九、一、五、〇〇	一、八、〇、八、四、四、六二	二、九、一、四、一、四、八

第六表 種類別鋪裝面積

鋪裝種類	鋪裝面積(平米)	總鋪裝面積に對する割合(%)	道路種別	鋪裝面積(平米)	總鋪裝面積に對する割合(%)
瀝青系高級鋪裝	二、九五八、〇三三	三三・四四	特殊國道	四、五三三	〇・〇二
コンクリート鋪裝	一〇、七五四、八四一	一九・四五	國道	八、八五八、二〇四	三・〇三
石塊鋪裝	一、九四四、九五五	三・五二	指定府縣道	五、〇九九、三三九	九・三三
木塊鋪裝	一、三三二、八五三	二・六九	府縣道	一〇、四九九、一八三	一八・九三
煉瓦鋪裝	四六五、五五九	〇・八四	市道	三〇、七三三、四〇一	五五・五三
瀝青系簡易鋪裝	二七、八五〇、七〇〇	三〇・六六	町村道	一三〇、〇七八	〇・三三
合計	五五、二九八、七一九	一〇〇・〇〇	合計	五五、二九八、七一九	一〇〇・〇〇

第八表 道路別並材種別橋梁數

材種別	國道	府縣道	市道	町村道	合計	總數に對する割合(%)
鋼橋	三四	一、九六二	九九八	八七五	四、六六〇	一・一〇
鐵筋コンクリート橋	二、八三三	二六、二二九	四〇、四九九	三、四四〇	六四、四四一	一五・八四
石橋	一、二九六	一一、〇一六	六、九六六	六九、五三〇	八八、三二二	二・〇〇
煉瓦橋	八	四七	九七	二〇	四三	〇・一一
木橋	四、〇六	五、七三七	七、七五八	一七、九九五	三四、七九〇	六・〇二
船橋	二	三	二〇	一四九	一五五	〇・〇五
渡船	一	三〇	八九	一、四八四	一、八七六	〇・〇四

合計	八三三 (八、三六)	九四、九一 (九、二五)	一九、五二 (九、〇五)	二八三、二九 (七、六五)	四四〇、九六 (四、八四)	100.00
總數に對する割合(%)	二・〇五	三・〇四	四・八一	六・七一	100.00	

註 合計欄括弧内は渡船を含む數なり。

第九表 永久的構造橋梁數

區別	橋數	永久的構造	
		橋數	割合(%)
國・道	八、三三	三、五七	五、三六
府縣道	九、五三	二九・〇九	三〇・三六
市・道	一九、〇五	五、〇四	二七・五二
町村道	二六、六三	二五・七四	七四・三六
合計	四六、八七	一一・五〇	八八・六一

備考 本表には渡船數を含む。

第十表 構造別橋梁數

構造別	橋數	總數に對する割合(%)
桁橋	三五八、五六	八八・五
拱橋	六、五〇	一・六
吊橋	二、一八	〇・六

待種橋

待種橋	三六	七・六
其他	三〇、九一	
合計	四〇四、九九	一〇〇・〇

第十一表 互長別橋梁數

互長(米)	橋數	總數に對する割合(%)
二—二〇	三八〇、九三	九三・六二
二〇—六〇	二一、〇六	五・一八
六〇—一二〇	三、四一	〇・八四
一二〇—二〇〇	九二	〇・二三
二〇〇以上	五三	〇・一三
合計	四〇六、八七	一〇〇・〇〇

備考 本表には渡船數を含む。

(完)